

東通村地域おこし協力隊 受け入れ体制構築業務 公募型プロポーザル実施要項

1 業務概要

(1)業務名称

東通村地域おこし協力隊実施業務

(2)目的

東通村では、村の重要課題の一つである人口減少に歯止めをかけるため、地方移住に興味を持つ都市部在住の方を対象に、東通村への定住・定着を図り、地域の力の維持及び強化並びに地域の活性化に資するため地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、東通村地域おこし協力隊を設置します。

(3)業務内容

「特記仕様書」のとおり（PDFデータ）

(4)業務期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

2 委託料上限額

委託料は1,500千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とします。

3 契約の方法

(1)契約締結候補者の選定方法

価格のみによる競争では本業務の目的が達成できないため、プロポーザル方式によって契約締結候補者を選定します。

(2)契約事業者の決定

契約締結候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該候補者を契約事業者に決定し、随意契約を締結します。

4 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者としてします。

- ①当該業務を適切に実施できる法人であり、且つ 下北地域内に事業所を有する法人であること。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③国及び地方公共団体等において指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- ④会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑤法人、法人の代表権を有する者又は法人の被用者等が、暴力団関係者その他暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- ⑥法人税、消費税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- ⑦その他、契約者として適切であると認められる者であること。

5 スケジュール

令和4年5月20日（金）公募開始（東通村ホームページに掲載）

6月 3日（金）応募締切 ※17：00 必着

6月 6日（月）書類審査結果通知書 送付

6月 7日（火）ヒアリング ※東通村役場 庁舎にて実施いたします。

8日（水）ヒアリング結果通知書 送付

6月中旬 契約締結、業務開始

6 参加申込

本プロポーザルに参加する場合は、下記の必要書類を提出してください。

(1)提出書類

- ①事業企画書（様式任意）
- ②事業見積書（様式任意）
- ③事業者概要が分かるもの（HPやパンフレット等）

7 提出 または 問合せ先

提出または質問等がある場合は、下記までご連絡ください。

※メールの件名は「東通村地域おこし協力隊実施業務委託（提出者名）」とし、

電子メール送信後は、電話にて到着確認を必ず行ってください。

また、質問受付期間以外の質問及び口頭による質問は受け付けません。

提出先

東通村 企画課 企画グループ

TEL : 0175-27-2111（内線 223）

E-mail : kikaku@vill.higashidoori.lg.jp

8 留意事項

- 企画提案については、提出後の記載内容の変更は認めません。
- 企画提案が本実施要項に適合していない場合は、失格とします。
- 企画提案に関して、談合等の不正行為があった場合や審査の公平性を害する行為があった場合、著しく審議に反する行為等があったと審査委員会が認めた場合は、失格とします。
- 応募者が1社であった場合でも、本プロポーザル（ヒアリング）を実施し、契約締結候補者を決定します。
- 企画提案書は任意の様式とし、A4判、片綴じ、横書き、片面印刷とします。A3判を用いる場合は、A4に折り込んでください。
- 本業務の提案に係る費用は、全て応募者の負担とします。
- 提出書類等の内容について、必要により関係機関に照会する場合があります。
- 提出書類は返却しません。
- 提案書類に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て応募者が負うものとします。